

報酬月額又は最近三箇月の平均収入月額を下らざる慰勞金を支給せしむること

被徵用者(現員被徵用者を含む)に對しては賃金規則に定むる徵用解除手當を支給し前項の慰勞金は支給せざることを、但し徵用解除手當が前項の慰勞金を下る場合は前項の慰勞金額を徵用解除手當額とする

(一) 新規被徵用者に對しては當該工場事業場の支給する徵用解除手當の外國庫の負擔に依り國民政務員接護會をして徵用慰勞金(一〇〇圓)を支給せしむること

(二) 戰局急變に依り在籍の儘休業せしめられたる勤勞者に對しては其の休業期間中健康保險標準報酬日額の六割を下らざる休業手當を支給すること

備考

(一) 工場事業場が本件に依る諸支拂を爲すに要する資金の入手に付ては別に措置する様關係當局に協議すること、要すれば特定工場事業場に對しては支拂金に付國家補償の方途を講ずること

(二) 従來扶助又は援護を受け居りし者に關する離職後の扶助又は援護の繼續並に離職の爲生活困難となりたる者に關する扶助又は援護に關しては別途考慮するものとする

臨時復員對策委員會の設置

昭和二十年八月二十四日の次官會議の決定を以て、厚生省に臨時復員對策委員會を設置することとし、其の規程を左の如く定めた。

臨時復員對策委員會規程(昭和二十年八月二十)

第一條 戰爭終結ニ伴ヒ勳員又ハ徵用ヲ解除セラレタル軍人軍屬、外國又ハ外地ヨリ歸還スル邦人及工場事業場等ノ廢止又ハ縮少等ニ依リ離職シタル者ノ就職確保ニ關シ必要ナル事項ヲ調査審議スル爲厚生省ニ臨時復員對策委員會(以下委員會ト稱ス)ヲ置ク

第二條 委員會ハ委員長、委員及幹事若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

委員長ハ厚生次官ヲ以テ之ニ充ツ

委員及幹事ハ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ニ付厚生大臣之ヲ任命又ハ委嘱ス

第三條 委員長ハ會務ヲ統理ス委員長事故アルトキハ其ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

委員ハ調査審議ヲ掌ル

幹事ハ委員長及委員ノ命ヲ承ケ必要ナル調査ヲ掌ル

第四條 特定ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ特別部會ヲ置クコトヲ得

特別部會ノ委員及幹事ハ委員長之ヲ定ム

第五條 本部ニ書記ヲ置クコトヲ得

書記ハ委員長之ヲ任命又ハ囑託ス書記ハ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

金融業、運輸通信業並に建築業

等に於ける元從業者の原職復歸

とし、昭和二十年八月二十七日附を以て、勤務局長より各地方長官宛左記の如く通牒を發した。

一、復歸せしむべき者の範圍

歸還軍人、傷病軍人及左の各項に依る措置に依り軍需産業に配置轉換せられたるものを對象とし金融業にありては銀行、保險及信託業に付實施すること

イ、昭和十八年九月二十三日厚生省告示第五百五十六號(所謂男子就業の禁止又は制限)に依るもの

ロ、徵用又は指導勸奨に依るもの

ハ、前記「イ」に依るの外金融業にありては客年五月二十五日發勤第一四三號金融業に於ける從業者の配置及其の職域の徵用に關する件通牒、運輸通信業にありては昭和十八年九月三日官廳、地方公共團體及勤勞者徵用に關する措置要領の件通牒に依るもの

二、實施手續

イ、歸還軍人及傷病軍人にありては市町村其の他關係團體と緊密なる連絡を採り就職希望者を調査すること

ロ、轉換者にありては工場事業場等をして當該轉換者中復歸希望者を調査せしむること

ハ、前項に依る調査の外從業者を従前使用せる官衙、事業場又は勞務報國會支部より轉換先を明確せる名簿を提出せしめ措置するも可なること尙金融業にありては職域徵用實施に際し作成せしめたる供出男子人名表等に依るも差支へなきこと

ニ、就業先又は復歸先他應府縣にあるものに付ては相互に連絡すること

ホ、應府縣前各項に依り調査したる復歸希望者の

連名表を復歸先官衛又は事業場毎に作成し當該官衛又は事業場に送付すること

三、受入措置

イ、歸還軍人及傷疾軍人にありては關係各機關又は事業場をして優先採用せしむる如く措置すること

ロ、復歸先官衛又は事業場は廳府縣より送付せられたる連名表に基き速に採用の措置を講ずること

採用決定したるものに付ては廳府縣は工場事業場をして速に解雇又は微用解除の手續を執らしむること

ハ、事業の廢止、閉鎖又は縮少等に依り轉換困難なる者に付ては他の適當なる斯の種部門に優先採用せしむる如く斡旋すること

ニ、受入官衛、事業場、金融機關又は全國金融統制會(地方にありては同會地方委員)等の關係機關の積極的なる協力の下に實施し受入を拒避するが如きことなからしむること

ホ、建築關係者に付ては住宅營團(支部)、土建請負業者等に雇傭せしむる如く措置すること

四、其他
イ、其他必要事項に關しては別途通牒せらるる「工場事業場從業者の戦後應急措置」に依ること
ロ、昭和十八年九月二十三日厚生省告示第五百五十六號は八月二十三日廢止せられたること

原生年金保險に於ける短期脱退

手當金を支給すべき場合の追加指定

厚生年金保險に於ては原則として資格期間三年未滿の脱退者には、脱退手當金を支給せずして、其の期間

を通算することに依り年期又は長期の脱退手當金を受くる機會を得しめたのであるが、今次戦争終結に伴ひ相當多數の資格喪失者を生ずることが豫想されるに至つたので、微用解除其他從來の規定に依り短期脱退手當金を受けた者と同様、之に均霑せしむることとし、厚生省は昭和十九年告示第四十七號を左の如く改正した。

厚生省告示第八十九號(昭和二十年八月三十日)昭和十九年五月厚生省告示第四十七號(厚生年金保險法施行令第二十二條ノ二第四號ニ規定スル場合指定ノ件)中左ノ通改正ス

六ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
大東亞戦争ノ終結ニ因ル事業所ノ廢止又ハ縮少ニ因リ被保險者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ

罹災都市に於ける應急簡易住宅

の建設

戦時中空襲に依り罹災したる都市の居住民に對して、政府は應急に簡易住宅を建設供給することとし、昭和二十年九月四日左の如く建設要綱を發表した。

和二十年九月四日左の如く建設要綱を發表した。

第一、方針

全國罹災都市に於ける假小屋居住の罹災者を主たる對象とし罹災者越冬対策の一環として所要の簡易住宅を緊急に建設す

第二、要領

一、建設主體

極力罹災者各自の自力建設に依ることとするも公共團體、住宅營團、貸家組合其他所在の住宅業者等に於ても之が建設に當るものとし戦時

建設團、勞務報國會等は之が建設に對し全面的に協力するものとす

二、建設戸數

第一次三十萬戸を目途とす(都市別建設戸數は別途決定す)

三、規模及規格

最も簡素にして且大量生産に適するものとす

四、建設方法

(イ) 從來の建設現場に於ける加工の外極力地方木材株式會社、工場其他所在の製材、加工の設備及勞力を動員し決定せる規格に基き政府の一元的統制の下に柱、梁、板材等住宅部品的大量製作供給を爲すものとす

(ロ) 自力に依り建設せんとする者に對しては右の加工したる住宅部品を供給し之が組立建築に當らしむるものとす

(ハ) 自力に依り建設し得ざる者に對しては住宅營團、土木建築業者等に於て適正なる請負價格を以て建設に當るが如く所要の措置を講ずるものとす

(ニ) 資金上自力建設を爲し得ざる者に對しては別途低利資金の融通を爲すの外公共團體、住宅營團等に於て建設の上賃貸又は分讓するものとす

五、資材

(イ) 各種資材の所要量は概ね別紙の通り
(ロ) 各所要資材は政府に於て之が供給を確保するの外地方廳、地方木材株式會社、工場、住宅營團、戦時建設團等の手持資材を全面的に活用するものとす